

「社会に開かれた教育課程」

全国中学校地理教育研究会名誉会長
元中央教育審議会専門委員 佐野金吾

1. 移行期間においても意識すべき 「社会に開かれた教育課程」

昨年、新学習指導要領が告示され、平成30年度からの各学校の教育課程は「小学校及び中学校の学習指導要領等に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導等について（通知）」（平成29年7月7日）によって編成することになります。平成30年度から平成32年度における中学校社会科では、全部または一部について新学習指導要領によることができますが、現行学習指導要領による場合には、下記の内容については新学習指導要領の各分野の「3 内容の取扱い」の規定によって指導することになります。

- ・「領域の範囲や変化とその特色」（地理的分野）
- ・「富国強兵・殖産興業政策」（歴史的分野）
- ・「世界平和と人類の福祉の増大」（公民的分野）

※平成31年度以降に移行措置の対象となる事項については、ここでは割愛している。

加えて、上記の通知には、「移行期間中の教育課程の編成・実施に当たっては、新中学校学習指導要領第1章（総則）の規定を踏まえ、その趣旨の実現を図ること」とあります。今回の改訂では、教育基本法、学校教育法に則り、育むべき資質・能力を三つの柱として整理し、総則に次のように示しています（総則の第1の3）。

- (1) 知識及び技能が習得されるようにすること。
- (2) 思考力、判断力、表現力等を育成すること。
- (3) 学びに向かう力、人間性等を涵養すること。

（下線は筆者による）

この三つの柱として示した資質・能力を育むために、「社会に開かれた教育課程」の理念が不可欠なのです。したがって、教育課程が「社会に開かれた」ものとなるよう、移行期間中から意識すべきであるということになります（三つの柱として示した資質・能力を育むための具体的な授業改善の手立てについては、総則の「第3の1 教育課程の実施と学習評価」の「1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」の（1）～（7）で示されていますので、参考にしてください）。

2. 「社会に開かれた教育課程」とは

「社会に開かれた教育課程」は今回の改訂で初めて登場したもので、新学習指導要領の「前文」にあります。「前文」は今回の学習指導要領の改訂の趣旨や理念が広く社会で共有されるように新たに設けられたものです。

「社会に開かれた教育課程」とは、単に学校教育を社会に開放するということではありません。生徒が活躍する10年後、20年後の社会がどのように変化しようとも力強く生き抜く資質・能力を育むためには、学校が家庭や地域社会とのつながりを強くし、生徒の学びが実社会との関わりの中で豊かに育まれることを期待したものです。

知識・技能の習得や思考力・判断力・表現力等の育成については、成果があがっています。しかし、地理的分野の学習では、地理に関する知識や地図を読むなどの技能を身に付けたとし

でも、現実の様々な社会的事象から地理的事象を見出して地理的に考察する主体的な学習態度が身に付いているかについては課題があるようです。また、歴史的分野でも、個々の歴史的事象についての知識を習得しても、我が国の歴史の流れを各時代の特色を踏まえて理解しているかについては十分とは言えません。公民的分野では、政治や経済、国際社会に関する知識を身に付けたとしても、よりよい社会の形成者として必要な公民的資質の育成についてはいかがでしょうか。

つまり、三つの柱として整理された資質・能力を育むためには、教科書の記述内容をただ教え込む学習活動では限界があります。そこで、「社会に開かれた教育課程」の理念に基づいて各分野の内容に関わる専門家や関係諸機関などとの円滑な連携を図り、実社会とのかかわりを意識した課題を設定して、追究したり、解決したりする学習活動を計画的に取り入れるなどの工夫とともに地域観察や郷土資料館での体験学習など、生徒の主体的な学習活動に取り組むことが必要です。

3. 「社会に開かれた教育課程」と社会科の指導

新学習指導要領では社会科各分野の目標・内容についても「社会に開かれた教育課程」の理念の下に構成されていますが、特に現代社会が当面している課題に関しては「内容」として取り上げています。

例えば、地理的分野では海洋に囲まれた多数の島々からなる我が国の国土の理解の充実を図り、また、新たに設けられた「C 日本の様々な地域」の「(4) 地域の在り方」では、生徒の生活している地域の課題を取り上げ、多面的・多角的に考察する学習を重視する内容となっています。さらに、防災・安全教育などの際には

地理空間情報を活用して危険を予測する学習等が行われるよう改めています（GISの活用）。

歴史的分野では、伝統文化を重視する観点から、「A 歴史との対話」の「(2) 身近な地域の歴史」とともに「B 近世までの日本とアジア」の「(3) 近世の日本」アの「(イ) 江戸幕府の成立と対外関係」において琉球や、アイヌの文化を扱うようにしました。今日的な課題としての主権者教育に関しては民主政治の来歴の観点からギリシャ・ローマの文明を取り上げるとともに、「C 近現代の日本と世界」で我が国の男女普通選挙の確立の扱いの充実を図っています。

公民的分野では、人工知能の急速な進化などによる産業や社会の構造的な変化とともに様々な形態の起業の必要性、少子高齢社会における社会保障の充実・安定化、仕事と生活の調和の観点から労働保護立法、裁判員制度などの現代社会が当面している課題を扱っています。この他、災害時における防災情報の発信・活用なども取り上げています。

また、今日我が国が当面している課題の一つであるグローバル化への対応に関して、地理的分野では内容「B 世界の様々な地域」の「(2) 世界の諸地域」において、各州の地域的特色について、その地域で見られる地球的課題と関連させて学ぶよう内容を改めました。歴史的分野では、ムスリム商人の役割とともに現代の民族や宗教をめぐる対立や地球環境問題等を扱うよう改めています。公民的分野では、国際連合における持続可能な開発のための取り組み等を扱うよう改めました。

このように改善された内容を扱う場合には、「社会に開かれた教育課程」の理念の下に家庭や地域の学習環境や教育資源を活用する指導計画とともに、「主体的・対話的で深い学び」を目指す学習活動への取り組みが重要です。